

国際交流支援員派遣業務仕様書

1 目的

本業務は、地域、岩国市立中学校又は岩国市英語交流センターにおける国際理解教育及び英語教育の推進を図ることを目的として、英語を母語等とする国際交流支援員（以下「支援員」という。）の派遣を実施するもので、本仕様書はその業務に当たり、必要な事項を定める。

2 業務名

国際交流支援員派遣業務

3 業務内容

- (1) 地域、岩国市立中学校又は岩国市英語交流センターにおける語学指導、外国語活動及び国際理解教育（外国語会話の実演等）
- (2) 英語科授業（外国語会話の実演等）
※授業は授業担任主導とし、共同して授業を行うこととする
- (3) 外国語活動及び国際理解教育（外国語会話の実演等）
- (4) 英語科授業及び外国語活動において使用する教材の研究、作成及び提供
- (5) 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業計画等に関する情報提供及び企画提案
- (6) 英語力測定テストの作成、実施、採点及び情報提供
- (7) 英語スピーチコンテスト等における指導及び判定
- (8) 英語民間試験等に関する事前・事後指導
- (9) 年間6回程度のイングリッシュ・キャンプ等に関する企画運営及び事前・事後指導
- (10) 年間20回程度の市等の主催するイベント、研修会等に関する企画運営及び事前・事後指導
- (11) 課外活動、学校行事その他本事業の円滑な遂行に必要と思われる地域活動
- (12) 教員等を対象とする英語教育に関する研修における指導
- (13) 派遣先の状況に応じて、授業外においても、児童生徒と積極的に関わり、コミュニケーション（会話や遊び、給食を一緒に食べる等）を図ることによる国際理解教育の支援
- (14) 市、校長等から受託者に指示された業務内容の忠実な実行
- (15) その他委託者と受託者が合意した業務

4 支援員の資格要件

支援員の資格要件は次に掲げるとおりとし、予定された支援員による業務の履行が困難な場合は、代替の支援員により業務を履行する。

- (1) 心身ともに健康である者
- (2) 英語を母語や公用語などとして使用するなど発音、リズム、イントネーション及び発声において優秀であり、かつ、現代の標準的な語学力を備えている者
- (3) 文章力及び文法力が優れている者
- (4) 現地の大学以上の教育機関を卒業した者、それと同等の実力や経験を有する者又は

現地の大学の在學生で適切なビザにより日本に招へいされた者

(5) 教員及び児童生徒とのコミュニケーションが十分に取れる者

(6) 児童生徒への指導及び教授経験を有する者

(7) 委託者の必要とする水準以上の教授技術を持つ者

5 主たる就業場所

市立中学校 14 校、教育委員会及び岩国市英語交流センター

6 派遣人数

14 人

7 指揮命令者

派遣先の各中学校長又は教育委員会等

8 契約期間

契約締結時から令和 10 年 3 月 31 日まで

9 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

10 就業日及び就業時間

(1) 各中学校の就業日及び就業時間は、祝日を除き、原則として月曜日から金曜日までの午前 8 時から午後 4 時まで（休憩時間は 45 分間）とする。

(2) 前項の規定にかかわらず、教育委員会等及び学校長は就業時間を受託者との協議により、変更することができる。

(3) 岩国市英語交流センターの勤務日および勤務時間は、岩国市英語交流センター条例に定める休館日を除く日の、午前 9 時から午後 5 時まで（休憩時間は 45 分間）とする。

11 業務を要しない日

学年初め（概ね 4 月 1 日から同月 7 日まで）、夏季休業日（概ね 7 月 21 日から 8 月 29 日まで）、冬季休業日（概ね 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで）、学年末（概ね 3 月 25 日から同月 31 日まで）は原則として業務を要しない。ただし、市等の主催するイベント・研修会等の開催日及び岩国市英語交流センターへの勤務日は除く。

12 就業日の変更

(1) 教育委員会等及び学校長は、業務に必要があると認めるときには、受託者との協議により休業期間中等（以下「休業日」という。）に業務に従事させることができる。

(2) 前項の規定により休業日に業務に従事させた場合は、主管課長及び学校長は受託者との協議により、あらかじめ当該休業日に代わる日を指定することができる。

13 提出書類

(1) 受託者は、別紙に定める当月分の業務実施報告書を、翌月 10 日までに市へ提出すること。

(2) 受託者は、本業務の一部又は全部完了後、業務完了報告書を提出すること。

(3) その他、市が必要と認めたもの。

14 その他条件等

(1) 受託者は、指導力の向上に関する研修及び教育を行い、支援員の資質の向上に努め

る。

- (2) 受託者は、教育委員会及び学校に対して適正な業務を履行し、及び関係法令等を遵守するための説明会を適宜行う。
- (3) 受託者は、本業務における業務責任者を定め、委託者に通知し、業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営及び管理を行う。
- (4) 別記に定める個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (5) 受託者は、労働者派遣法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、職業安定法、その他法令を遵守すること。
- (6) これらの定めのない事項については、その都度協議の上、決定する。

Business Implementation Report							(Month,Year)
Assigned School				Name			

Date	Period						Remarks
	1st	2nd	3rd	4th	5th	6th	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
-	-						

個人情報取扱特記事項

(情報セキュリティポリシー等の遵守)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、岩国市（以下「甲」という。）の定める情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に基づき、この個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に届け出なければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に届け出なければならない。

5 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏ら

してはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 乙は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 乙は、本委託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 甲が指定した場所に持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個

個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

(10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（収集の制限）

第 10 条 乙は、本委託業務を行うために個人情報を収集するときは、本委託業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第 11 条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者に提供してはならない。

（受渡し）

第 12 条 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第 13 条 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第 14 条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び検査）

第 15 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処

理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第 16 条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第 17 条 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することができないものとする。

（損害賠償）

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害が発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。